

# 環境保全活動・環境教育推進法の改正による現行法からの進展のイメージ(案) ～訓示規定を中心とする法体系から実践的で具体的な法体系へ～

## <現行法>

「どこでも誰でも環境学習」をスローガンに、体験学習のリーダー育成を中心に詳細規定を置いたが、他は訓示規定

①基本理念等  
自発的意思の尊重、多様な主体の参加と地域住民の福祉の維持向上等

②地方自治体による推進枠組み(方針等)  
地域の社会的自然的条件に応じた環境教育・環境保全の意欲増進の推進についての方針等<一般訓示>

③学校教育における環境教育  
国、自治体は、学校教育等における体験学習等の充実、教員の資質向上の措置等<網羅的だが抽象的>

④環境教育等の基盤整備  
○人材認定等事業(環境教育人材を育成又は認定する事業の国による登録制度)。  
○国、自治体は環境保全の意欲増進の体制整備。  
<詳細規定なし>

⑤自然体験等の機会の場の提供の促進。  
○国は、自然体験等の機会の場の提供を促進。  
<詳細規定なし>

⑥協働取組の在り方の周知  
○国は、協働取組の方法等を周知<詳細規定なし>

## <改正法案による進展のポイント>

体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと発。具体的規定を充実させ、これらに応じて題名を、「環境教育等の推進による環境保全のための国民の取組の促進に関する法律」に変更。

①基本理念等の充実  
法目的に、協働取組の推進を追加。  
基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等を追加。

②地方自治体による推進枠組みの具体化  
○環境教育・協働取組推進の行動計画  
○地域協議会などの手続を具体的に規定

③学校教育における環境教育の充実  
学校施設整備や教育活動での環境配慮の促進の規定を追加。学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、職員研修の充実等を追加するなど、詳細化。

④環境教育等の基盤強化等  
○人材認定等事業の登録対象に協働取組のファシリテーターの認定等や環境教育の教材開発等を追加  
○環境教育等支援法人の指定

⑤自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入  
自然体験等の機会の場の知事による認定制度の導入

⑥環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進  
○公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮  
○協働取組推進のための協定制度の導入  
○事業型環境NPOの活動支援